

指定居宅介護支援事業所 御中

うるま介護長寿課長 仲本 重光
【公印省略】

訪問介護における院内介助の取扱いについて（通知）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

介護保険事業の円滑な推進につきましては、日頃より格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年4月28日付V o 1.1 4 9介護保険最新情報において、「訪問介護における院内介助の取扱いについて」の通知がありましたが、厚生労働省老健局からの通知を踏まえ、下記のように取り扱うことといたしますのでご留意くださいますようお願いいたします。

記

院内介助については原則として、医療機関のスタッフで対応すべきものですが、適切なケアマネジメントを通じて、具体的な院内介助の必要性が確認されている場合には例外的に算定となります。

《導入時の必須項目》

- ① 利用者の心身の状況や家族等の介護体制から院内介助が必要な理由の把握
- ② 具体的な介助内容（移動介助等）と所要時間
- ③ 当該医療機関等においては、当該医療機関のスタッフによる病院内の介助が得られないことが確認された経緯（何時、誰に、確認した内容）・・・必ずしも医師への確認は必要ありません。（医事課・看護部等で可）これらを居宅サービス計画に記載してください。

①～③の状況をもって、サービス担当者会議で検討した結果、利用者の状況等から院内での介助が必要であることの判断がなされた場合、サービス担当者会議の記録にその旨を明記すること。

《注意事項》

提供を行った際、実施記録に延長に至った経緯が記載されていれば予定時間と実績に違いがでてでも算定することができます。但し、介護支援専門員とサービス提供責任者が連携を図り、介護支援専門員が必要と認める（事後に介護支援専門員が必要であったと判断した場合を含む。）範囲内において、所要時間の算定は可能となります。給付管理の際は、内容の把握をお願いします。

※その他疑問な点等あれば、うるま市介護長寿課給付係へお問い合わせください。

うるま市役所 福祉部 介護長寿課 給付係 TEL 973-3208
